請　　　　　求　　　　　書

（選挙運動用自動車の使用）

　揖斐川町議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和***３***年***２***月***２６***日

住所　***岐阜県揖斐郡揖斐川町　□□　○○番地***

氏名***久瀬　三郎***　　　　　　　　　　　　印

 ㊞

電話番号　***（０５８５）　〇〇―〇〇〇〇***

揖斐川町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| 請求金額 | ***６２，５００***円(消費税含む) |
| 費用の内訳 | 別紙請求内訳書のとおり |
| 選挙の種類 | 令和３年執行　揖斐川町議会議員選挙 |
| 候補者の氏名 | ***揖斐川　太郎*** |
| フリガナ | ***マルマルクミアイ***　　　　***マルマルシテン*** |
| 金融機関(支店)名 | (金融機関名) | ***〇〇組合*** | (支店名) | ***〇〇支店*** |
| 預金種別 | １　普通　　　　　２　当座 |
| 口座番号 | ***□△□△□△□△*** |
| フリガナ | クゼ　サブロウ |
| 口座名義 | ***久瀬　三郎***　 |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した「選挙運動用自動車使用証明書」（燃料代の請求の場合には、このほかに「給油伝票（※）の写し」及び「自動車燃料代確認書」）とともに選挙の期日後１５日以内に提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　この請求書は自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

５　訂正箇所には訂正印が必要です。ただし、請求金額の訂正はできません。

※　給油伝票＝燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の４けた以下の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの。